

鎌ヶ谷市中小企業資金融資に係る信用保証料の補給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等の支援のため、鎌ヶ谷市中小企業資金融資制度利用した場合、5年間分に限り信用保証料を全額補給いたします。

■ 対象者

鎌ヶ谷市中小企業資金融資制度を利用し、令和2年1月1日から令和3年3月31日までに市の融資決定通知を受け、保証協会に一括で信用保証料を支払っている市内中小企業等

■ 対象期間

貸し付けから5年間分の信用保証料が対象

※令和2年1月1日から令和3年3月末までに支払った信用保証料に限る

※繰上げ返済により、当初より借入期間が短くなった場合は、信用保証料の一部を返還していただくことになります（別紙参照）。

■ 補給時期

①令和2年1月1日から令和2年6月30日まで ⇒8月補給予定

②令和2年7月1日から令和2年9月30日まで ⇒11月補給予定

③令和2年10月1日から令和2年12月31日まで ⇒翌2月補給予定

④令和3年1月1日から令和3年3月31日まで ⇒翌5月補給予定

■ 信用保証料補給の計算

例.事業振興資金（運転）を令和2年6月1日に、融資期間10年で利用し、信用保証料を10年分一括支払いした場合

・令和2年6月1日～令和7年5月31日までの5年間分に当たる信用保証料
⇒令和2年8月に全額補給

・令和7年6月1日～令和12年5月31日までの5年間分に当たる信用保証料
⇒補給無し（事業所負担）

問い合わせ

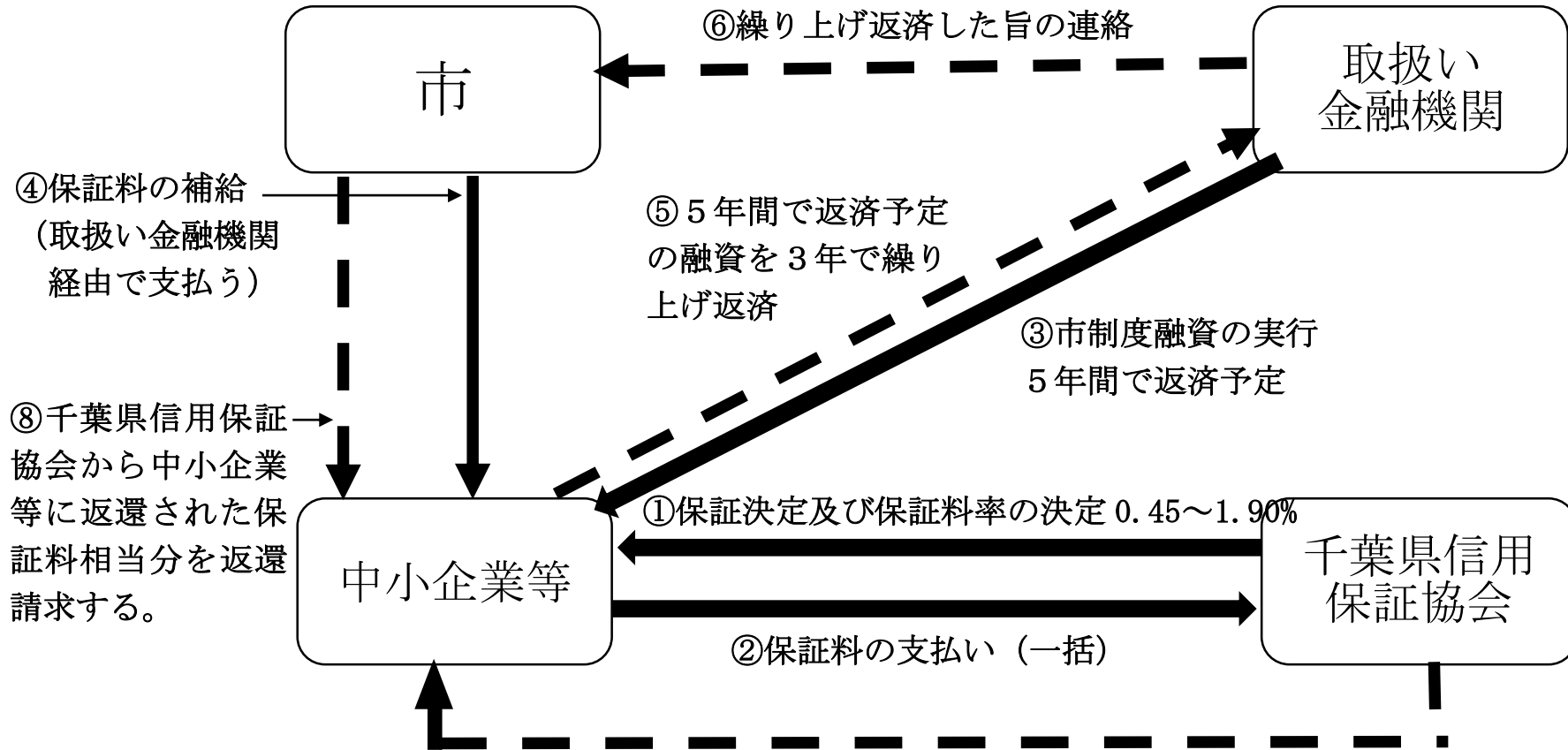
鎌ヶ谷市商工振興課

電話：047-445-1240

信用保証料補給について中小企業等が繰り上げ返済した場合の対応

※令和2年1月1日から令和3年3月31日までの期間において一括で支払った信用保証料が補給の対象。

※保証料率は、融資金額や返済期間、財務状況に応じて信用保証協会が決定。



———▶ 繰り上げ返済前
- - -▶ 繰り上げ返済後

⑦ 中小企業等が銀行に融資を繰り上げ返済した場合、中小企業等が千葉県信用保証協会に一括で支払った保証料は、中小企業等へ返還される。

問い合わせ
鎌ヶ谷市商工振興課
電話：047-445-1240